

令和2年5月22日

小学校体育施設開放運営委員会会長 各位

高松市スポーツ振興課

学校の再開に伴う学校体育施設開放事業の再開について（お知らせ）

新緑の候、貴職におかれましては、益々御健勝のこととお喜び申し上げます。

日ごろは、地域スポーツの振興に、格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、先般、標記の件についてお知らせいたしましたが、各学校においては、児童・生徒の感染予防対策として、毎日、複数人が頻繁に接触した箇所の消毒を行っていますので、学校開放事業の利用者の皆様におかれましても、体育館等の利用後は、出入口のドアノブや電灯スイッチ等をアルコールスプレーや除菌シート等で消毒してからお帰りいただくよう、周知等お願いいたします。

また、使用前後の手洗いの徹底につきましても重ねてお願いいたします。

（以下、5月19日付文書抜粋）

さて、この度、高松市内の学校が5月25日から再開となることから、適切な新型コロナウイルス感染予防対策を講じた上で、5月25日（月）から学校体育施設開放事業を再開することとなりました。

つきましては、下記の通り、感染予防対策に留意して御利用いただきますよう、お願いいたします。

御理解及び御協力のほど、よろしくお願いいたします。

記

利用の際の注意

- （1） 感染予防の3つの順守。
 - ・人に近づきすぎない（間隔は2mが基本）
 - ・マスクの着用（運動時を除く）
 - ・手洗い、手指消毒、咳エチケットの励行
- （2） 「3つの密」（密閉、密集、密接）を避ける。
- （3） 発熱や咳等の風邪症状がある方には、利用を控えてもらう。

令和2年5月19日

小学校体育施設開放運営委員会会長 各位

高松市スポーツ振興課

学校の再開に伴う学校体育施設開放事業の再開について（お知らせ）

新緑の候、貴職におかれましては、益々御健勝のこととお喜び申し上げます。

日ごろは、地域スポーツの振興に、格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、この度、高松市内の学校が5月25日から再開となることから、適切な感染予防対策を講じた上で、5月25日（月）から学校体育施設開放事業を再開することとなりました。

つきましては、下記の通り、学校体育施設の利用に当たり留意していただくとともに、利用者への注意喚起を行っていただきますよう、お願いいたします。

御理解及び御協力のほど、よろしくお願いいたします。

記

利用の際の注意

- (1) 感染予防の3つの順守。
 - ・人に近づきすぎない（間隔は2mが基本）
 - ・マスクの着用（運動時を除く）
 - ・手洗い、手指消毒、咳エチケットの励行
- (2) 「3つの密」（密閉、密集、密接）を避ける。
- (3) 発熱や咳等の風邪症状がある方には、利用を控えてもらう。
- (4) イベント・行事等の開催時は、「高松市主催のイベント・行事等の開催基準」を参考にし、感染防止に努める。

お問合せ先

高松市 創造都市推進局

文化・観光・スポーツ部

スポーツ振興課

TEL：087-839-2626

高松市主催のイベント・行事等の開催基準

令和2年5月15日

1 基本的な考え方

本市主催のイベント・行事等の開催に当たっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、国が示す「3つの密」(①密閉、②密集、③密接)を徹底的に回避する対策は、不可欠である。

このことを踏まえた上で、次のいずれかに該当する本市主催のイベント・行事等については、適切な感染防止対策を講じた上で、開催するものとする。

- ① 屋内で開催する場合は、参加者がおおむね100人以下、かつ会場の収容定員が示されているものについては、当該定員の半分以下のもの
- ② 屋外で開催する場合は、参加者がおおむね200人以下、かつ人と人との距離(できるだけ2m)を十分に確保できるもの

2 開催する場合の感染防止対策

- (1) 発熱や風邪症状のある者へ参加自粛の要請を行うこと。
- (2) マスクの着用など、咳エチケットを徹底すること。
- (3) 手指用のアルコール消毒液等の設置や手洗いを励行すること。
- (4) 参加者間の距離(できるだけ2m)をとり、近距離での会話や大声での発声を避けること。
- (5) 屋内での開催の場合は、定期的に換気を実施すること。
- (6) 会場の規模に応じ、適切な参加者数により開催すること(必要に応じ、参加者数の制限を行うこと。)
- (7) できる限り、開催時間の短縮に努めること。

3 基準の適用期間

この基準は、令和2年5月18日から当分の間、適用する。

「高松市主催のイベント・行事等に関する基本方針」の適用は、令和2年5月17日までとする。

4 基準の見直し

感染者の発生状況や国又は県が示す感染症拡大防止対策等を踏まえ、適宜、この基準の内容や適用期間について、見直すものとする。